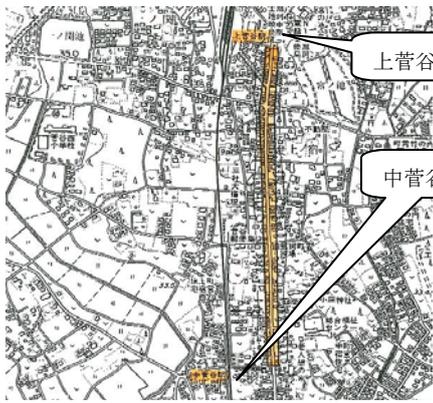


# 茨城県の建築基準法 22条区域指定状況図

茨城県地図の  色部分で、用途地域の指定がある区域が、法22条区域となります。**(防火地域及び準防火地域の設定のある地域を除く。)**  
 また、 色部分は各市町において指定している法22条区域になります。

那珂市菅谷の一部

面積 4ha 昭和 26年 2月 19日



上菅谷駅

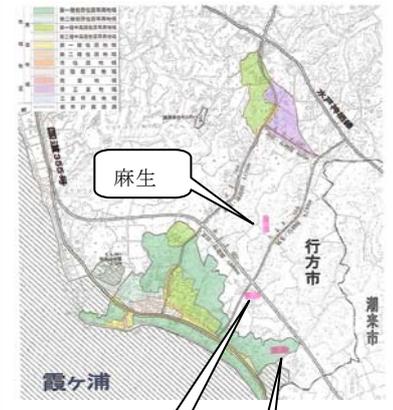
中菅谷駅

行方市の一部 (旧麻生町)

面積 1896ha

昭和 27年 11月 4日

(行方市 (旧麻生町内) 内の住所で・行方市麻生・行方市富田・行方市粗毛)



麻生

粗毛

富田

阿見町の一部

面積 4ha

昭和 32年 8月 12日

(阿見町内の用途地域が「商業地域」となっている部分)



霞ヶ浦高校

商業地域

土浦市の(調整区域ではあるが)

- ・虫掛土地区画整理事業区域全域
- ・烏山第1団地及び第2団地全域

平成 24年 1月 財団法人茨城県建築センター調べ

以降変更されている可能性も御座いますので、詳しくは、各市町村の担当係へお問い合わせください。